

○島根県警察建設工事等入札執行要領の制定について

(平成19年9月28日島会甲第2122号各所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 令和3年5月31日

建設工事等への一般競争入札の積極的な導入を図るため、入札執行全般についての事務手続を定めた「島根県警察建設工事等入札執行要領」を別添のとおり制定し、平成19年10月1日以降の入札事務に適用することとしたので、入札事務の厳正、適正かつ公平な執行を図られたい。

なお、島根県警察入札執行要領の制定について（平成17年10月28日島会甲第1719号本部長例規通達）は、平成19年9月30日限り、その効力を失う。

別添

島根県警察建設工事等入札執行要領

第1 趣旨

島根県警察の発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争、簡易型一般競争及び指名競争を行う場合における入札の執行については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 入札参加者の審査

- 1 契約担当者（警察本部長又はその委任を受けて工事等の契約を締結する者をいう。以下同じ。）は、工事等に係る指名競争入札を行うときは、当該入札に参加させようとする者の審査を行い、当該入札に参加させる者（以下「入札者」という。）を決定するものとする。
- 2 契約担当者は、入札参加者指名調書（様式第1号）により、入札者を決定するものとする。
- 3 1の審査の要領は、別に定める。

第3 入札執行者

- 1 入札執行者は、次のとおりとする。
 - (1) 警察本部においては、警務部会計課長（請負対象額が200万円未満の場合は警務部会計課次長）とする。
 - (2) 警察署においては、警察署長とする。
- 2 入札執行者は、事情により自らが入札執行できないときは、命令書（様式第2号）により当該所属の職員を入札執行代理者（以下「代理者」という。）に任命し、入札を執行させることができる。この場合において、代理者は、できる限り上位の職にある者を任命するものとする。

第4 入札執行補助者

入札執行者は、当該所属の職員の中から入札執行補助者（以下「補助者」という。）を指定し、入札事務に当たらせなければならない。ただし、入札事務に支障がないと判断した場合に限り、次の入札立会者を立会させることにより、補助者を指定しないことができる。

第5 入札立会者

入札執行者は、必要に応じ、当該入札事務に関係のない職員の立会いを求めることができる。

第6 予定価格調書等の作成及び保管

- 1 契約担当者は、予定価格及び最低制限価格を決定したときは、予定価格調書（様式第3号）を作成し、予定価格調書用封筒（様式第4号）に入れ、封印をしなければならない。
- 2 入札執行者は、予定価格調書、入札参加者指名調書、設計図書等について、入札執行に必要なときまで保管庫に入れるなど確実な方法で厳重に保管しなければならない。
- 3 予定価格調書は、開封後においても公表してはならない。ただし、島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（平成16年島根県警察本部告示第51号）に基づいて公表するときは、この限りではない。

第7 入札時期の決定

入札は、用地取得等の協議その他工事等の着手に必要な措置を講じてからでなければ執行してはならない。

第8 入札の公告

契約担当者は、一般競争入札又は簡易型一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

第9 入札の通知

契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加させようとする者に対し、次に掲げる事項を指名通知書（様式第5号）により通知しなければならない。この場合において、指名通知書、設計図書等の受領を確認するため、受領書（様式第6号）を徴取するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時
- (3) 入札の場所及び日時
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札の効力に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

第10 見積期間

- 1 一般競争参加資格の確認通知又は指名競争入札の通知から入札までには、次に掲げる工事等の規模に応じた見積りの期間（2において「見積期間」という。）を置かな

なければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、②及び③の期間については、五日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事等1件の請負等対象額が500万円未満の場合は、1日以上
- (2) 工事等1件の請負等対象額が500万円以上5,000万円未満の場合は、10日以上
- (3) 工事等1件の請負等対象額が5,000万円以上の場合は、15日以上

2 1の見積期間には、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項の県の休日は含まないものとする。

第11 入札

- 1 入札室は、入札書を作成するのに適当な場所を設定するものとする。
- 2 入札執行者及び補助者は、入札に必要な予定価格調書、入札参加者指名調書、設計図書等を携帯し、所定の入札時刻までに入札室に入らなければならない。
- 3 入札執行者は、入札執行開始時刻を厳守するものとし、天災その他やむを得ない事情がある場合を除くほか、入札時刻の繰上げ若しくは繰下げ又は延期をしてはならない。
- 4 入札執行者は、入札者が一人になったときは、入札を取りやめなければならない。ただし、入札に参加した者が最初から一人である場合は、当該一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知において、参加者が一人になった場合には入札を行わない旨を明示していない限り、入札を行うものとする。
- 5 入札執行者は、入札開始に先立ち、次に掲げる事項を確認しなければならない。ただし、(4)にあつては指名競争入札の場合に、⑥にあつては一般競争入札の場合に限るものとする。
 - (1) 入札者の出席の有無
 - (2) 代理人による入札の場合の委任状の提出の有無
 - (3) 入札者又は代理人と他の入札者との重複の有無
 - (4) 経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の写しの提出の有無（建設業有資格者名簿において、審査基準日が当該指名競争入札の入札前1年7か月以内であることが確認された者については提出を要しない。）
 - (5) 競争参加資格確認通知書の写しの提出の有無
 - (6) 入札保証金の納付の有無
 - (7) 入札に関する質疑の有無
- 6 入札執行者は、入札開始に先立ち、入札者に対し、次に掲げる事項を告げ、遵守させなければならない。
 - (1) 入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずること。
 - (2) 入札執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除き、入札室への出入りを禁ずること。
 - (3) 入札執行中は、入札者間の私語、放言等を禁ずること。
- 7 入札は、所定の入札書1通を作成し、これを封筒に入れて封印して入札箱へ投入させる方法で行うものとする。この場合、郵便等による方法での入札は認めてはならない。

- 8 入札執行者は、入札者がいったん入札箱へ投入した入札書は、開札前後、理由のいかんを問わず書換え、引換え又は撤回させてはならない。

第12 入札の辞退

- 1 一般競争の資格確認通知又は指名通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、当該入札を辞退することができるものとする。
- 2 一般競争の資格確認通知又は指名通知を受けた者が入札執行前に辞退するときは、入札執行者に入札辞退届（様式第7号）を直接持参させ、又は郵送等（入札日の前日までに到達するものに限る。）の方法により提出させるものとする。
- 3 入札執行中における入札の辞退は、その旨を記載した入札書を入札箱に投入させるものとする。
- 4 2又は3により入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

第13 工事費内訳書の提出

- 1 入札執行者は、建設工事については、第1回の入札に際し、工事費内訳書の提出を求めなければならない。
- 2 工事費内訳書は、全ての入札者が入札書を入札箱に投入した後にこれを提出させるものとする。
- 3 提出された工事費内訳書は、入札終了後に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）等が確認し、入札終了後3年間保管しなければならない。
- 4 3の確認において疑義があるときは、島根県警察建設工事等入札不正行為情報対応要領の制定について（平成26年3月20日島会甲第551号ほか本部長例規通達）第2に規定する島根県警察公正入札調査委員会を経て、島根県土木部長に連絡しなければならない。

第14 開札

- 1 入札執行者は、入札者全員が入札書を入札箱に投入したことを確認した後、入札者を立ち会わせて開札しなければならない。
- 2 1の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。
- 3 開札は、入札書の記入事項等内容を確認した後、有効札から順次入札者の商号又は氏名及び入札価格を読み上げて公表するとともに、補助者が入札（見積）調書（様式第8号）にこれを記録するものとする。

第15 予定価格調書の開封

入札執行者は、予定価格調書を第1回の入札の開札後開封し、入札価格と照合確認しなければならない。

第16 入札の無効

- 1 入札執行者は、入札者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効としなければならない。
 - (1) 入札者の資格又は入札に関する条件に違反したとき。
 - (2) 不正の利益を得るために連合して入札したとき。
 - (3) 入札に関し、不正の行為があったとき。

- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
 - (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
 - (6) 入札書の金額を加除訂正したとき。
 - (7) 入札書に記名又は押印を欠いたとき。
 - (8) 入札書が誤字、脱字等で意思表示が不明りょうなとき。
- 2 最低制限価格を下回る金額で入札した者は、失格としなければならない。
 - 3 再度入札において、前回の入札の最低価格又はこれを上回る価格の入札は、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として取り扱わなければならない。
 - 4 入札執行者は、開札した結果、無効、失格又は辞退札があるときは、当該入札者に通告しなければならない。

第17 落札

- 1 入札執行者は、有効な入札で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を定めたものについては、その額を下回って入札した者を落札者とすることはできない。
- 2 入札執行者は、落札者となる同価格の入札をした者が二人以上あったときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。
- 3 2の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かさなければならない。
- 4 入札執行者は、落札となる入札があったときは、直ちに入札金額、入札者の商号又は氏名を宣言して落札者を決定しなければならない。
- 5 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該落札者に対し、その日から七日以内に契約（仮契約を含む。）を締結しなければ当該入札は効力を失う旨を通知しなければならない。
- 6 入札執行者、補助者又は立会者は、入札（見積）調書に職及び氏名を記載し、押印しなければならない。
- 7 入札執行者は、当該入札（見積）調書により、入札結果を契約担当者に報告するものとする。

第18 再度入札

- 1 入札執行者は、落札となる価格の入札がないときは、予定価格超過の旨を宣言し、直ちに再度入札を行うことができる。ただし、第16の1の①から③までのいずれかに該当した者及び同2の規定により失格となった者は、再度入札に参加させてはならない。
- 2 再度入札の回数は、2回までとする。ただし、当該工事の施工方法等が特許権を有するもの又は特別な技術を要するもので、他に相応する者がいないと認められるときは、その状況により再度入札の回数を5回まで延長することができるものとする。
- 3 入札執行者は、再度入札の入札者が一人になったとき、又は再度入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて入札を行うことができる。この場合において、入札執行者は、予定価格調書を直ちに封筒に入れ、封印して、設計図書等とともに厳重に保管しなければならない。

第19 随意契約

入札執行者は、再度入札の入札者が一人になったとき、又は再度入札を行っても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

第20 入札の延期又は取りやめ

- 1 入札執行者は、天災等により入札の執行が困難なとき、不正な行為等により入札が適正に行われぬおそれがあるとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。
- 2 1により入札を延期するときは、延期の理由及び延期後の入札日時について一般競争及び簡易型一般競争にあつては公告し、指名競争にあつては参加者に通知するものとする。

第21 工事等以外の入札への準用

工事等以外の入札についても、この要領を準用して入札の執行ができるものとする。

様式 〔略〕